

○遺族補償年金受給権者の少額預金の利子所得等の非課税に係る証明書の交付等について

昭和63年4月1日地基企第19号  
各支部事務長あて 企画課長

標記について別添1のとおり自治省行政局公務員部給与課長から通知があり、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

第1 遺族補償年金受給権者の続柄証明書

昭和63年3月31日以前に支給決定を行った遺族補償年金の受給権者（被災職員の妻である場合に限る。）から申出があった場合には別添2の様式により、被災職員と受給権者との続柄を証明する書類を交付されたいこと。

第2 略

別添1－省略

別添2

地方公務員災害補償法による遺族補償年金受給  
権者の続柄証明書

\_\_\_\_\_殿

1 年金証書番号 第\_\_\_\_\_号

2 被災職員との続柄 妻

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

(支部長名)

印